

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【公開番号】特開2012-104049(P2012-104049A)

【公開日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2010-254123(P2010-254123)

【国際特許分類】

G 06 F 21/62 (2013.01)

B 60 R 16/023 (2006.01)

H 04 L 12/28 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 520 A

B 60 R 16/02 665 P

G 06 F 12/14 530 C

G 06 F 12/14 540 B

H 04 L 12/28 200 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月23日(2013.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

データを格納するメモリを備えた車載制御装置と、

前記車載制御装置が備える前記メモリが格納しているデータに対して読み要求または書き要求を発行する通信装置を認証する認証装置と、

を有し、

前記認証装置は、

前記通信装置が前記読み要求または前記書き要求を発行する前に前記通信装置に対する認証処理を実施してその結果を保持しておき、

前記車載制御装置は、

前記通信装置から前記読み要求または前記書き要求を受け取ると、前記通信装置に対する前記認証処理の結果を前記認証装置に対して照会し、

前記認証装置が前記通信装置を認証許可した場合は前記読み要求または前記書き要求を受け入れ、

前記認証装置が前記通信装置を認証許可しなかった場合は前記読み要求または前記書き要求を拒否する

ことを特徴とする車載ネットワークシステム。

【請求項2】

前記認証装置は、

前記認証処理が完了した旨を前記通信装置に応答する際に、認証許可したか否かを示す情報を前記応答内に含めずに前記応答を送信する

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

【請求項3】

前記認証装置は、

前記車載ネットワークシステムに接続する機器間の通信を中継する通信ゲートウェイとして動作して、前記車載制御装置と前記通信装置との間の通信を中継し、

前記通信装置に対する認証処理において前記通信装置を認証許可しなかった場合は、前記通信装置から前記車載制御装置に対する通信を中継しない

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項4】

前記車載制御装置は、

前記認証装置との間の接続が確立されているか否かを周期的に確認し、

前記認証装置との間の接続が確認できないときは、前記通信装置からの前記読込要求または前記書込要求を拒否する

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項5】

前記認証装置は、

前記車載制御装置との間の接続が確立されているか否かを周期的に確認し、

前記車載制御装置との間の接続が確認できないときは、前記通信装置に対する認証処理において前記通信装置を認証許可しない

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項6】

前記認証装置は、

前記車載制御装置との間の接続が確立されているか否かを周期的に確認し、

前記車載制御装置との間の接続が確認できないときは、その旨の警告を発信することを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項7】

前記認証装置は、

前記車載制御装置と前記認証装置との間の通信を監視し、

前記車載制御装置と前記認証装置との間の通信に対する他機器からの干渉もしくは妨害を検出したとき、または他機器が前記認証装置に成り済ましている旨を検出したときは、その旨の警告を発信する

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項8】

前記認証装置は、

前記通信装置に対する前記認証処理において認証許可した後、前記車載制御装置と前記通信装置が通信中であるときは、前記車載ネットワークシステムに接続している他機器にその旨を通知する

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。

#### 【請求項9】

前記認証装置は、

前記認証処理において前記通信装置を認証許可するとき、認証許可した旨を示す通信識別子を前記通信装置に対して配布し、

前記車載制御装置は、

前記通信装置から前記読込要求または前記書込要求を受け取ると、前記通信装置が前記通信識別子を保持しているか否かを確認し、

前記通信装置が前記通信識別子を保持している場合は前記読込要求または前記書込要求を受け入れ、

前記通信装置が前記通信識別子を保持していない場合は前記読込要求または前記書込要求を拒否する

ことを特徴とする請求項1記載の車載ネットワークシステム。